

秋田県公報

目 次

規則	ページ
○秋田県統計調査条例施行規則(一三・調査統計課)……………	1
○秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則(一四・港湾空港課)……………	4
○秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(一五・建築住宅課)……………	4
訓令	
○単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令(二・人事課)……………	4
告示	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止(一二七・福祉政策課)……………	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(一二八・福祉政策課)……………	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更(一二九・福祉政策課)……………	6
○生活保護法による介護機関の指定(一三〇・福祉政策課)……………	6
○生活保護法による指定介護機関の変更(一三一・福祉政策課)……………	7
○漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(一三二・団体指導室)……………	7
○争議行為の予告(一三三・雇用労働政策課)……………	8
○道路区域の変更(一三四・道路課)……………	8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(一三五・河川砂防課)……………	8
○土砂災害警戒区域の指定(一三六・河川砂防課)……………	9
○マリナー施設の利用料金の承認(一三七・港湾空港課)……………	10

○船川港金川多目的広場の利用料金の承認(一三八・港湾空港課)……………	14
○秋田県二級建築士等名簿閲覧規程(一三九・建築住宅課)……………	14
○証紙売りさばきの廃止の届出(一四〇・会計管財課)……………	15
○都市計画事業の事業計画の変更の認可(一四一・山本地域振興局建設部)……………	15
公告	
○地方独立行政法人秋田県立病院機構財務会計システム調達に係る企画提案書の提出(県立病院改革推進室)……………	15
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………	16
○県営土地改良事業計画の決定(鹿角地域振興局農林部)……………	16
○県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)二件……………	16
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	17
教育委員会訓令	
○秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令(一・教育庁総務課)……………	17

規 則

秋田県統計調査条例施行規則をここに公布する。
平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十三号

秋田県統計調査条例施行規則

秋田県統計調査条例施行規則(昭和三十六年秋田県規則第二十四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県統計調査条例(平成二十一年秋田県条例第十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(県基幹統計調査の内容の変更又は中止)

第三条 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、条例第三条第二項の規定により告示した内容を変更し、又は県基幹統計調査を中止することができる。

2 知事は、前項の規定により告示した内容を変更し、又は県基幹統計調査を中止したときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(県基幹統計調査であること等の明示)

第四条 知事は、条例第四条第一項の規定により県基幹統計調査について報告を求めるときは、当該報告を求める者に對し、当該調査が県基幹統計調査である旨並びに当該調査について条例第四条及び第六条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、調査票への記載その他の適切な方法により、明示するものとする。

(身分証明書)

第五条 条例第五条第一項に規定する統計調査員の身分を示す証明書は、様式第一号によるものとする。

第六条 条例第六条第二項の身分を示す証明書は、様式第二号によるものとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第七条 条例第十一条第一号の規則で定める者は、議会、会計検査院、統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第二項に規定する独立行政法人等、県以外の者が設立した地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第八条 条例第十一条第二号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等とする。

- 一 他の実施機関、行政機関、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人又は前条に規定する者(次号において「公的機関」という。)が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 三 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

(表面)

第 号

統計調査員証

30
ミ
リ
メ
ー
ト
ル

写 真

県統計調査の名称

氏 名

任命期間 年 月 日から
 年 月 日まで

上記の者は、秋田県統計調査条例第5条第1項に規定する統計調査員であることを証明します。

年 月 日交付

秋田県知事 印

(裏面)

注 意 事 項

- 1 秋田県統計調査条例第5条第2項の規定により県統計調査の実施に関する事務に従事する際は、必ず本証を携帯すること。
- 2 関係人の請求があったときは、本証を提示すること。
- 3 本証の記載事項に変更があったときは、直ちに書換えを受けること。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
- 5 本証を貸与し、譲渡し、又は変換してはならない。
- 6 任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに本証を知事に返還すること。

秋田県統計調査条例抜粋

(統計調査員)

第5条 実施機関は、県統計調査を行うため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

- 2 統計調査員は、実施機関の指揮監督を受け、調査票の配布、収集その他県統計調査の実施に関する事務に従事する。

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

様式第2号 (第6条関係)

(表面)

第	号	立入検査証	
30 ミ リ メ ー ト ル	写 真	県基幹統計調査の名称	
		職名及び氏名	
		生年月日	年 月 日
		上記の者は、秋田県統計調査条例第6条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明します。	
	24ミリメートル	有効期限	年 月 日
年 月 日交付		秋田県知事 印	

(裏面)

秋田県統計調査条例抜粋

(立入検査等)

第6条 実施機関は、その行う県基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、縦55ミリメートル、横91ミリメートルとする。

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十四号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「使用料」を「着陸料等」に改め、同条第三項を削る。

第八条の見出し中「使用料」を「着陸料等」に改め、同条中「又は土地使用料」を削る。

附則第三項から第五項までの規定中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十五号

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県営住宅条例施行規則(平成十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二十万円以上六十万円」を「十五万八千円以上四十八万七千円」に改める。

第四条中「二十万円」を「十五万八千円」に、「六十万円」を「四十八万七千円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労働の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

令

単純労働の職員の給与等に関する規程(昭和四十年秋田県訓令第2号)

第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

第九条第二項の表中救急自動車運転手当の項を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附則第六項中「及び第八条第二項に規定する給料の調整額」を削る。

別表第六及び別表第七を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第百二十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
ハッピー由利本荘・居宅介護支援事業所	ジャパソケアサービス秋田 代表取	由利本荘市瓦谷地二十八番地一鶴沼ビル一F	居宅介護支援事業	平成二十年六月三十日
ハッピー由利本荘・ヘルパーステーション	ジャパソケアサービス秋田 代表取	由利本荘市瓦谷地二十八番地一鶴沼ビル一F	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
ハッピー男鹿・ヘルパーステーション	ジャパソケアサービス秋田 代表取	男鹿市船越字一向百九十五番地十三アリスB棟	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
ハッピー井川・ヘルパーステーション	ジャパソケアサービス秋田 代表取	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
ハッピー井川・居宅介護支援事業所	ジャパソケアサービス秋田 代表取	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	居宅介護支援事業	平成二十年六月三十日

秋田県告示第百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項におい

てその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第

五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
温泉デイサービスセンター霞桜の湯	有限会社 和幸 代表取締役	横手市増田町熊淵字飯館二百十八番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年二月十六日
温泉デイサービスセンター霞桜の湯	有限会社 和幸 代表取締役	横手市増田町熊淵字飯館二百十八番地	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成二十一年二月十六日
J・A秋田みなみホームヘルプサービス事業所	秋田みなみ農業協同組合 代表理事 組合長	男鹿市脇本脇本字向山一番地の四	介護予防訪問介護、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成二十一年二月十八日
(株)水里の家 デイサービスセンター 水里の家	(株)水里の家 代表取締役	大仙市高梨字水里百五十五番地一	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年二月二十日
山水荘短期入所生活介護事業所	社会福祉法人 阿仁ふくし会 理事	北秋田市阿仁水無字宮後四番地	介護予防短期入所生活介護	平成二十一年二月二十日
小規模多機能型居宅介護事業所 桜おかた	社会福祉法人 雄勝福祉会 理事長	湯沢市字中野二百二十七番地二	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成二十一年二月二十三日
特定非営利活動法人 結いの里	特定非営利活動法人 結いの里 理事長	能代市二ツ井町種字萩ノ台百七十八	短期入所生活介護	平成二十年六月三日
特定非営利活動法人 結いの里	特定非営利活動法人 結いの里 理事長	能代市二ツ井町種字萩ノ台百七十八	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成二十年六月三日
老人デイサービス事業センター ヒルズ	社会福祉法人 あけとおり会 理事	大仙市内小友字明通三十六番二	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年三月一日
老人デイサービス事業センター ヒルズ	社会福祉法人 あけとおり会 理事	大仙市内小友字明通三十六番二	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成二十一年三月一日
軽費老人ホームテンドーヒルズ	社会福祉法人 あけとおり会 理事	大仙市内小友字明通三十六番二	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成二十一年三月一日
老人短期入所事業センターヒルズ	社会福祉法人 あけとおり会 理事	大仙市内小友字明通三十六番二	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十一年三月一日
佐野薬局 五城目店	株式会社 サノ・ファーマシー 代表取締役	南秋田郡五城目町字石田六ヶ村堰添百三十一十六	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年二月二十七日
佐野薬局 大瀬店	株式会社 サノ・ファーマシー 代表取締役	能代市大瀬儘下二十一八	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年二月二十七日
ハッピー由利本荘・居宅介護支援事業所	株式会社ジャパンケアサービス東日本 代表取締役社長	由利本荘市瓦谷地二十八番地一	居宅介護支援事業	平成二十一年二月二十八日
ハッピー由利本荘・ヘルパーステーション	株式会社ジャパンケアサービス東日本 代表取締役社長	由利本荘市瓦谷地二十八番地一	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十一年二月二十八日
ハッピー男鹿・ヘルパーステーション	株式会社ジャパンケアサービス東日本 代表取締役社長	男鹿市船越字一向百九十五―十三	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十一年二月二十八日

ハッピー井川・居宅介護支援事業所	株式会社ジャパンケアサービス東日本 代表取締役社長	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	居宅介護支援事業	平成二十一年二月二十八日
ハッピー井川・ヘルパースターシヨンプ	株式会社ジャパンケアサービス東日本 代表取締役社長	南秋田郡井川町浜井川字土樋百六十	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十一年二月二十八日

秋田県告示第百二十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百

四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
ドリームホープなかよし ケアプランセンター	特定非営利活動法人ドリーム ホープなかよし 理事	能代市浅内字清水下八番地四	能代市浅内字清水下一 番地五	能代市浅内字清水下八 番地四	居宅介護支援事業	平成二十年四月一日

秋田県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
大湯リハビリ温泉病院指定訪問 介護	医療法人 楽山会 理事長	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地三号	介護予防訪問介護	平成二十一年一月一日
大湯リハビリ温泉病院	医療法人 楽山会 理事長	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱十六番地二	介護予防訪問リハビリ テーション	平成二十一年一月一日
医療法人 楽山会 デイサービス センター 温泉保養館おおゆ	医療法人 楽山会 理事長	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯九番地三号	介護予防通所介護	平成二十一年一月一日
大湯リハビリ温泉病院	医療法人 楽山会 理事長	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱十六番地二	介護予防通所リハビリ テーション	平成二十一年一月一日
デイサービス倅	株式会社 和心 代表取締役	にかほ市象潟町字武道島十一七	通所介護、介護予防通所 介護	平成二十一年二月二十一日
シヨートステイこもれび	有限会社 チョウセイ 代表取締役	潟上市天王字上江川四十七ー八百九十三	短期入所生活介護、介護 予防短期入所生活介護	平成二十一年三月一日

ころぼつくる	有限会社 チョウセイ 代表取締役	潟上市天王字上江川四十七ー八百九十三	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年三月一日
シヨートステイらいらつく	来楽株式会社 代表取締役	南秋田郡井川町浜井川字家ノ東百三十四ー三	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十一年三月一日
DCサービス 結	株式会社 West 代表取締役	大館市比内町笹館字前田野七十三番六	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成二十一年三月五日

秋田県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつたので、同法第五十条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
デイサービスセンター 楽々荘	株式会社 悠楽舎 代表取締役 役	横手市条里二丁目十五番二号	横手市前郷字下三枚橋 七十五番地	横手市条里二丁目十五番二号	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年二月二十三日
横手市社会福祉協議会康寿館指定通所介護事業所	社会福祉法人横手市社会福祉協議会会長	横手市条里二丁目二番十七号	横手市横手町字一ノ口 百二番地	横手市条里二丁目二番十七号	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年二月二十三日

秋田県告示第百三十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五

条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があつたので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺田典城

届 出 事 項	加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 男鹿市五里合神谷字長者森一番地 杉 本 貢 男鹿市五里合神谷字向谷地六十二番地 杉 本 勇 助	五里合	平成二十一年三月二十七日から同年四月九日まで	男鹿市北浦北浦字忍田百五番地 秋田県漁業協同組合北浦総括支所
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	秋田県漁業協同組合		

指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

由利本荘市西目町海士剥字海士剥下五十二番地五十一 由利本荘市西目町出戸字浜山七番地四	佐々木 徳一郎 鷹 島 長 一	西目	秋田県漁業協同組合	平成二十一年三月二十七日から同年四月九日まで	由利本荘市観音町三十四番地一 秋田県漁業協同組合南部総括支所本荘西目支所
男鹿市脇本脇本字脇本四十九番地二 男鹿市脇本脇本字石館三十二番地四	高 桑 芳 英 加 藤 邦 夫	脇本	秋田県漁業協同組合	平成二十一年三月二十七日から同年四月九日まで	男鹿市脇本脇本字七沢十九番地 秋田県漁業協同組合船川総括支所脇本支所

秋田県告示第百三十三号

平成二十一年三月十七日秋田赤十字病院労働組合執行委員長大海久善から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 事件

- (一) 増員、労働条件改善及び下請に関すること。
- (二) 賃金及び手当に関すること。

(三) 福利厚生に関すること。

(四) その他

二 日時

平成二十一年三月三十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番地一

秋田赤十字病院及び関係する場所

四 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部または一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別				路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	新	旧				
県 道	新	旧	新	旧	横手東成瀬線	横手市山内三又字男鹿野二六番二から二九番三地先まで	一一・〇〇〇～一五・〇〇〇	〇・〇九五
					横手東成瀬線	横手市山内三又字男鹿野二六番二から二九番二まで	一三・〇〇〇～二六・〇〇〇	〇・〇九五
					横手東成瀬線	横手市山内三又字甲下村三六番一から三五番二まで	六・〇〇〇～七・〇〇〇	〇・〇四三
					横手東成瀬線	〃	六・五〇〇～九・〇〇〇	〇・〇四三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十一年三月二十七日から同年四月九日まで

秋田県告示第百三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一

項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第六条第四項及び第八条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要となる事項
本木	横手市大森町八沢木字本木及び樋下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中里	横手市大屋新町字中里(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
馬鞍	横手市平鹿町醍醐字馬鞍及び亀井(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
前田沢一	横手市大森町八沢木字前田及び屋布下(次の図のとおり)	土石流	
前田沢二	横手市大森町八沢木字前田及び本木(次の図のとおり)	土石流	
北野沢一	横手市大森町字北野及び本木(次の図のとおり)	土石流	
上羽場沢	横手市増田町戸波字吉ヶ沢口及び林子(次の図のとおり)	土石流	
北野沢	横手市平鹿町醍醐字北野、沢口及び沢口館宮(次の図のとおり)	土石流	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦

覧に供する。

秋田県告示第百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上北野沢	横手市大森町八沢木字前田及び本木(次の図のとおり)	土石流
沢口沢	横手市赤坂字沢口及び仁坂(次の図のとおり)	土石流
堂ヶ沢川	横手市平鹿町醍醐字明沢、山館堂ヶ沢、鶴鶴槽松及び日照田並びに同市増田町亀田字下下町及び下下町南(次の図のとおり)	土石流
明沢	横手市平鹿町醍醐字明沢及び沢口(次の図のとおり)	土石流
中ノ沢一	湯沢市前森四丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
中ノ沢二	湯沢市前森四丁目、字西愛染沢及び字稲荷山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
大工町	湯沢市大工町及び字西愛染沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
大工町一	湯沢市大工町、字西愛染沢、字伊勢堂山及び字上経塚廻り(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯ノ原一	湯沢市湯ノ原一丁目、湯ノ原二丁目	急傾斜地の崩壊

湯ノ原	湯沢市裏門一丁目及び字柵内沢山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
上町一	湯沢市佐竹町、字根小屋町、字古館山及び字内館町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
内館	湯沢市佐竹町、字内館町及び字内館山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
内館一	湯沢市字内館町及び字内館山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
内町	湯沢市内町、字上町屋敷裏、字内館山及び字蟹沢山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
内町一	湯沢市内町、字清涼寺山、字袋町沢頭及び字鶯ヶ沢山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯ノ原二	湯沢市字御嶽南沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
前森	湯沢市前森四丁目及び字中ノ沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
前森一	湯沢市前森四丁目及び字中ノ沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯ノ原三	湯沢市湯ノ原二丁目、字湯ノ上、字湯ノ上山及び字御嶽南沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
裏門一	湯沢市裏門一丁目及び字松長根山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
新町	湯沢市字新町、字荒町、字鶯ヶ沢山及び字権兵エ山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
愛宕町	湯沢市字東松沢及び字上人沢山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

二 湯ノ原沢	湯沢市裏門二丁目、湯ノ原一丁目及 び字古館山(次の図のとおり)	土石流
大町沢	湯沢市字内館町及び字内館山(次の 図のとおり)	土石流
内町沢二	湯沢市内町、字上町屋敷裏及び字蟹 沢山(次の図のとおり)	土石流
内町沢一	湯沢市内町及び字清涼寺山(次の図 のとおり)	土石流
新町一 号	湯沢市字新町及び字鶯ヶ沢山(次の 図のとおり)	崩壊 急傾斜地の
愛宕町二 号	湯沢市愛宕町四丁目及び字松沢山 (次の図のとおり)	崩壊 急傾斜地の
寺沢二 号	湯沢市関口字寺沢及び聖ヶ沢(次の 図のとおり)	崩壊 急傾斜地の
荒町一 号	湯沢市字荒町及び字鶯ヶ沢山(次の 図のとおり)	崩壊 急傾斜地の
荒町	湯沢市字荒町及び字鶯ヶ沢山(次の 図のとおり)	崩壊 急傾斜地の
寺沢一 号	湯沢市関口字寺沢及び聖ヶ沢(次の 図のとおり)	崩壊 急傾斜地の
寺沢	湯沢市関口字寺沢、関口及び禰宜ノ 沢(次の図のとおり)	崩壊 急傾斜地の
関口	湯沢市関口字寺沢、上寺沢及び杉ノ 沢(次の図のとおり)	崩壊 急傾斜地の
愛宕町一 号	湯沢市愛宕町一丁目、字愛宕山及び 字箕輪山(次の図のとおり)	崩壊 急傾斜地の
(の図のとおり)		崩壊

湯ノ上沢	湯沢市湯ノ原二丁目、字御嶽南沢、 字南沢、字湯ノ上及び字湯ノ上山 (次の図のとおり)	土石流
御嶽沢	湯沢市湯ノ原二丁目、字御嶽南沢、 字南沢及び字御嶽沢(次の図のとお り)	土石流
佐竹町沢	湯沢市佐竹町及び字古館山(次の図 のとおり)	土石流
愛染沢	湯沢市大工町、前森四丁目、字西愛 染沢及び字伊勢堂山(次の図のとお り)	土石流
大工町沢	湯沢市大工町、字西愛染沢、字愛染 山及び字稲荷山(次の図のとおり)	土石流
中ノ沢	湯沢市前森四丁目及び字中ノ沢(次 の図のとおり)	土石流
寺沢一	湯沢市関口字寺沢、関口、上寺沢、 杉ノ沢及び禰宜ノ沢(次の図のとお り)	土石流
寺沢二	湯沢市関口字寺沢、上寺沢及び杉ノ 沢(次の図のとおり)	土石流
寺沢三	湯沢市関口字寺沢、上寺沢及び聖ヶ 沢(次の図のとおり)	土石流
愛宕町沢 一	湯沢市愛宕町四丁目及び同市関口字 聖ヶ沢(次の図のとおり)	土石流
愛宕町沢 二	湯沢市愛宕町四丁目、愛宕町五丁 目、南台並びに同市関口字上寺沢及 び寺沢山(次の図のとおり)	土石流
愛宕町沢 三	湯沢市愛宕町一丁目、愛宕町四丁 目、字松沢山及び字東松沢(次の図 のとおり)	土石流

松沢川
湯沢市愛宕町一丁目、愛宕町四丁
目、字新山、字深沢山、字杉ノ沢
山、字東松沢及び字日影平山(次の
図のとおり)

六
愛宕町沢
湯沢市愛宕町一丁目、字新山及び字
東松沢(次の図のとおり)

四
愛宕町沢
湯沢市字東松沢及び愛宕町一丁目
(次の図のとおり)

五
愛宕町沢
湯沢市字東松沢及び愛宕町一丁目
(次の図のとおり)

愛宕沢川
湯沢市字新町、愛宕町一丁目、字荒
町、字上人沢山、字東松沢及び吹張
一丁目(次の図のとおり)

荒町沢
湯沢市字新町、愛宕町一丁目、字荒
町、字上人沢山、字鶯ヶ沢山、字東
松沢及び吹張一丁目(次の図のとお
り)

かに沢
湯沢市字荒町、字古館山、字袋町
山、字袋町沢頭及び字鶯ヶ沢山(次
の図のとおり)

湯ノ原沢
湯沢市裏門一丁目及び字松長根山
(次の図のとおり)

湯ノ原沢	湯沢市裏門一丁目及び字松長根山 (次の図のとおり)	土石流
かに沢	湯沢市字荒町、字古館山、字袋町 山、字袋町沢頭及び字鶯ヶ沢山(次 の図のとおり)	土石流
荒町沢	湯沢市字新町、愛宕町一丁目、字荒 町、字上人沢山、字鶯ヶ沢山、字東 松沢及び吹張一丁目(次の図のとお り)	土石流
愛宕沢川	湯沢市字新町、愛宕町一丁目、字荒 町、字上人沢山、字東松沢及び吹張 一丁目(次の図のとおり)	土石流
五	湯沢市字東松沢及び愛宕町一丁目 (次の図のとおり)	土石流
四	湯沢市字東松沢及び愛宕町一丁目 (次の図のとおり)	土石流
六	湯沢市愛宕町一丁目、字新山及び字 東松沢(次の図のとおり)	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第百三十七号

秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)第十六条第二項の規定により、次のとおりマリナー施設の利用料金を承認したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

専用使用（1年間の料金）

（別表1-1）

単位：円

艇の長さ	浮 棧 橋		係船くいとび係船浮標		船舶保管施設Aヤード		船舶保管施設Bヤード	
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
6.0m以下	144,400	216,600	111,933	167,900	61,000	91,500	59,222	88,834
6.0m超 6.5m以下	144,400	216,600	111,933	167,900	71,733	107,600	69,644	104,466
6.5m超 7.0m以下	144,400	216,600	111,933	167,900	83,266	124,900	80,841	121,262
7.0m超 7.5m以下	144,400	216,600	111,933	167,900	95,733	143,600		
7.5m超 8.0m以下	164,400	246,600	128,066	192,100	109,000	163,500		
8.0m超 8.5m以下	185,666	278,500	145,200	217,800	123,133	184,700		
8.5m超 9.0m以下	211,266	316,900	165,466	248,200	140,200	210,300		
9.0m超 9.5m以下	238,400	357,600	187,000	280,500	158,266	237,400		
9.5m超 10.0m以下	267,133	400,700	209,800	314,700	177,333	266,000		
10.0m超 10.5m以下	297,533	446,300	233,933	350,900	197,600	296,400		
10.5m超 11.0m以下	329,466	494,200	259,333	389,000	218,933	328,400		
11.0m超 11.5m以下	363,200	544,800	286,000	429,000	241,266	361,900		
11.5m超 12.0m以下	398,466	597,700	314,066	471,100	264,733	397,100		
12.0m超 12.5m以下	439,333	659,000	346,133	519,200	292,000	438,000		
12.5m超 13.0m以下	482,266	723,400	379,533	569,300	319,266	478,900		
13.0m超 13.5m以下	527,066	790,600	414,666	622,000	346,533	519,800		
13.5m超 14.0m以下	573,800	860,700	451,200	676,800	373,800	560,700		
14.0m超 14.5m以下	622,533	933,800	489,266	733,900	401,066	601,600		
14.5m超 15.0m以下	673,266	1,009,900	528,933	793,400	428,333	642,500		
15.0m超の場合(0.5mごとの加算額)	52,600	78,900	41,133	61,700	27,266	40,900		

デザインキー型ヨット	
県内	県外
42,000	63,000

月単位の一級使用(1ヶ月の料金)

(別表1-2)
単位:円

艇の長さ	浮 棧 橋		係船くい及び係船浮標		船舶保管施設Aヤード		船舶保管施設Bヤード	
	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
6.0m以下	17,260	25,900	13,060	19,600	7,000	10,500	6,790	10,190
6.0m超 6.5m以下	17,260	25,900	13,060	19,600	8,400	12,600	8,140	12,220
6.5m超 7.0m以下	17,260	25,900	13,060	19,600	9,330	14,000	9,050	13,580
7.0m超 7.5m以下	17,260	25,900	13,060	19,600	10,730	16,100		
7.5m超 8.0m以下	19,600	29,400	14,930	22,400	12,130	18,200		
8.0m超 8.5m以下	21,930	32,900	17,260	25,900	14,460	21,700		
8.5m超 9.0m以下	24,730	37,100	19,600	29,400	16,800	25,200		
9.0m超 9.5m以下	27,530	41,300	21,930	32,900	18,660	28,000		
9.5m超 10.0m以下	30,800	46,200	24,260	36,400	21,000	31,500		
10.0m超 10.5m以下	34,530	51,800	27,060	40,600	23,330	35,000		
10.5m超 11.0m以下	38,730	58,100	29,860	44,800	25,660	38,500		
11.0m超 11.5m以下	42,460	63,700	33,600	50,400	28,000	42,000		
11.5m超 12.0m以下	46,200	69,300	36,400	54,600	30,800	46,200		
12.0m超 12.5m以下	51,330	77,000	40,600	60,900	34,530	51,800		
12.5m超 13.0m以下	56,000	84,000	44,330	66,500	38,260	57,400		
13.0m超 13.5m以下	61,130	91,700	48,060	72,100	42,000	63,000		
13.5m超 14.0m以下	67,200	100,800	52,730	79,100	45,730	68,600		
14.0m超 14.5m以下	72,800	109,200	56,930	85,400	49,460	74,200		
14.5m超 15.0m以下	78,400	117,600	61,130	91,700	53,200	79,800		
15.0m超の場合(0.5mごとの加算額)	6,530	9,800	5,130	7,700	3,730	5,600		

デザインギー型ヨット	
県内	県外
4,660	7,000

日単位の一級使用(1日の料金 県内、県外の区別なし)

単位:円

艇の長さ	浮棧橋	係船くい 係船浮標	船舶保管施設	
			Aヤード	Bヤード
6.0m以下	2,460	1,866	1,000	970
6.0m超 6.5m以下	2,460	1,866	1,200	1,164
6.5m超 7.0m以下	2,460	1,866	1,333	1,294
7.0m超 7.5m以下	2,460	1,866	1,533	
7.5m超 8.0m以下	2,800	2,133	1,733	
8.0m超 8.5m以下	3,130	2,466	2,066	
8.5m超 9.0m以下	3,530	2,800	2,400	
9.0m超 9.5m以下	3,930	3,133	2,666	
9.5m超 10.0m以下	4,400	3,466	3,000	
10.0m超 10.5m以下	4,930	3,866	3,333	
10.5m超 11.0m以下	5,530	4,266	3,666	
11.0m超 11.5m以下	6,060	4,800	4,000	
11.5m超 12.0m以下	6,600	5,200	4,400	
12.0m超 12.5m以下	7,330	5,800	4,933	
12.5m超 13.0m以下	8,000	6,333	5,466	
13.0m超 13.5m以下	8,730	6,866	6,000	
13.5m超 14.0m以下	9,600	7,533	6,533	
14.0m超 14.5m以下	10,400	8,133	7,066	
14.5m超 15.0m以下	11,200	8,733	7,600	
15.0m超の場合(0.5mごとの加算額)	930	733	533	

デザイン型ヨット

666

(別表1-3)

その他

単位:円

研 修 室	
1 時 間	1,000

揚降料(陸上保管艇)	
1 回 券	740
6 回 券	3,700

揚降料(海上保管艇)	
1 回 券	1,850
6 回 券	9,250

揚降料(ビクター艇)	
1 回 券	3,700

備考

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 県内 県内に住所を有する者をいう。
- (二) 県外 (一)に定める以外の者をいう。
- (三) Aヤード 移動式揚降機の設置されている船舶保管施設をいう。
- (四) Bヤード 移動式揚降機の設置されていない船舶保管施設をいう。

秋田県告示第百三十八号

秋田県港湾施設管理条例(昭和三十四年秋田県条例第十九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり船川港金川多目的広場の利用料金を承認したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

一 球技場

区分	利用料金の額	
	一時間につき	一日につき
アマチュアスポーツに利用するとき	三二〇円	二、四八〇円
	一般	三二〇円
その他の催物に利用するとき	三一〇円	二、四八〇円
	一般	三二〇円
アマチュアスポーツに利用するとき	三、一五〇円	二五、二〇〇円
	一般	三、一五〇円
その他の催物に利用するとき	四、二〇〇円	三三、六〇〇円
	一般	四、二〇〇円
アマチュアスポーツに利用するとき	六三〇円	五、〇四〇円
	一般	六三〇円
その他の催物に利用するとき	六三〇円	五、〇四〇円
	一般	六三〇円
土曜日・休日	八、四〇〇円	六七、二〇〇円
	土曜日・休日	八、四〇〇円

備考

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 一日 開場時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
- (二) 入場料 利用者が、いずれの名義でするかを問わず、球技場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- (三) 学生・生徒・児童 大学及び高等専門学校(これらに準ずる者を含む。)をいう。
- (四) 休日 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日をいう。

二 利用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって利用するときは、入場料を徴収する場合の利用料を徴収する。

三 利用時間が一時間未満のとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

二 球技場の付属施設

区分	利用料金の額
放送室	一時間につき 三五〇円
シャワー室	一室一時間につき 二、一〇〇円

備考

利用時間が一時間未満のとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

三 港湾施設用地

区分	利用料金の額
船川港金川多目的広場の敷地面積	利用面積(看板等にあつては、表示部分の面積)一平方メートルにつき一年 七〇円

備考

一 利用許可期間が一年未満であるもの、又はその期間に一年未満の端数があるものは月割りをもちて計算する。なお、一か月未満の端数があるものは一か月として計算する。

二 算出した利用料の額に一〇円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。ただし、算出した利用料の額が一〇円に満たない場合は一〇円とする。

秋田県告示第百二十九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第六条第二項の規定による閲覧について、次のとおり二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程を定めたので、告示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺田 典城

二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程

(趣旨)

第一条 この規程は、建築士法第六条第二項に規定する二級建築士名簿及び木造建築士名簿(以下「名簿」という。)の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)その他閲覧に必要事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第二条 閲覧所は、建設交通部建築住宅課とする。

(閲覧の時間)

第三条 名簿の閲覧の時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(閲覧所の定休日)

第四条 閲覧所の定休日は、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧の手続)

第五条 名簿を閲覧しようとする者は、別に定める様式による閲覧申請書を知事に提出しなければならない。

(閲覧所外への持ち出しの禁止)

第六条 名簿は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 名簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規定は、平成二十一年三月二十七日から施行する。

秋田県告示第百四十号

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があつたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

売りさばきを廃止する者の住所及び氏名	売りさばき場所	廃止年月日
秋田市八橋本町三丁目三十八 湯 沢 貞 二	秋田市八橋本町三丁目三十八	平成二十一年三月十二日

秋田県告示第四百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 施行者の名称
能代市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
能代都市計画下水道事業 能代市公共下水道事業施行期間
- 三 昭和三十四年四月七日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - (一) 取用の部分
昭和四十八年秋田県告示第五百七十九号、昭和六十一年秋田県告示第七百九十号、平成二年秋田県告示第三百五十四号、平成八年秋田県告示第五百十六号及び平成十四年秋田県告示第二百五十六号及び平成十八年秋田県告示第二百二十三号の事業地において、能代市向能代字平影野、字平野館下起上及び字平野館下道越起上、能代町字中川原、字中嶋、字鳳凰岱、字鳥小屋、字坊ヶ崎、字松長布、字下瀬、字大瀬儘下、字下柳、字中柳、字下古川布、字下悪戸、字下内崎地内の事業計画を変更し、能代市向能代字上野越及び字トトメキ、落合字下大野、松原、河戸川字東堂前、鹹測字下悪戸、字大内田、字大塚、字袖又、字中悪戸、字仁井田白山、字悪戸、字機織轄ノ目地内の事業計画を追加する。
 - (二) 使用の部分
変更なし

公 告

地方独立行政法人秋田県立病院機構財務会計システム調達について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。
平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 企画提案書の提出を求める事項
 - (一) 企画提案書の提出を求める調達（以下「公告調達」という。）の名称
地方独立行政法人秋田県立病院機構財務会計システム調達
公告調達の内容
地方独立行政法人秋田県立病院機構における財務会計システムの調達を発注するものである。
 - (二) 履行場所
秋田県秋田市山王四丁目一番一号
秋田県庁
 - (三) 履行期限
平成二十二年三月三十一日
- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - (二) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (三) 過去五年以内に本業務と同種又は類似業務（財務会計システム開発等）の実績を有すること。
 - (四) 本調達を遂行するために必要な実施体制（資格・業務経験を有する技術者の専任を含む。）を講じることができること。
 - (五) 右記各号を満たす複数の者が共同して提案することも認めらるが、責任者を明確にし、提案者名を連名で記載するとともに、業務分担や責任の所在を明示した協定書の写しを添付すること。
- 三 資格審査
 - (一) 資格審査の方法
企画提案書を提出しようとする者は、次により秋田県知事に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

次に掲げる書類を十部（正本一部、副本九部）提出すること。

- ア 参加資格確認申請書
 - イ 会社概要等整理表
 - ウ 受託実績整理表
 - エ 業務実施体制証明書
 - オ 共同企業体による参加の場合は、協定書の写し
- 提出方法
持参又は郵送すること。
- (3) 提出期限
平成二十一年五月七日（木）午後五時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着）とする。
- (4) 提出場所
郵便番号〇一〇一八五七〇
秋田県秋田市山王四丁目一番一号
秋田県健康福祉部医務事業課
電話〇一八八六〇一四〇一
- (一) 参加資格の確認の時期
平成二十一年五月十二日（火）
 - (二) 参加資格の確認の結果の通知
参加資格の確認の結果は、書面により申請者に通知する。
 - (三) 参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明
参加資格の確認を受けられなかった者は、その理由について秋田県知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から五日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を(一)の場所に提出しなければならない。
 - (2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があった日から五日以内に書面により回答する。
- 四 企画提案書の提出手続
提出書類及び提出部数
次に掲げる事項を記載した企画提案書（A四版縦長用紙、横書き） 十五部（正本一部、副本十四部）
- (1) 導入実績及びノウハウ
 - (2) 情報システムに関する提案
 - (3) 体制及び開発手法等に関する提案
 - (4) 運用保守に関する提案
 - (5) 費用見積
- (二) 提出方法
持参又は郵送すること。

- (三) 提出期限
参加資格確認通知のあった日から平成二十一年五月二十日
(水)午後五時まで(郵送による場合は、確実に配達されたことを三(一)(4)に電話等で確認すること。)とする。なお、提出期限後における企画提案書の追加及び変更は認めない。
- (四) 提出場所
三(一)(4)に同じ。
- 五 契約候補者の選定等
(一) 選定に関し審査する事項
企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)のうち、最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
(1) 企画提案書の内容(提案依頼事項の遵守状況、提案内容の網羅状況等を評価する)
(2) プレゼンテーション及びヒアリングの内容(実績、機能・非機能内容等を評価する)
(3) 費用(業務の履行に係る経費の額を評価する)
- (二) 選定方法
書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングに基づいて審査し、選定を行う。
- (三) 選定の時期
選定は、平成二十一年六月上旬(予定)を目途に行う。
- (四) 選定の結果の通知
選定の結果については、書面により速やかに通知する。
- 六 公告調達に関する提案依頼書の交付期間及び交付場所
(一) 交付期間
平成二十一年三月二十七日(金)から同年五月七日(木)まで(休日を除く。)の午前九時から午後五時まで
- (二) 交付場所
三(一)(4)に同じ。
- 七 その他
(一) この公告に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (四) 契約候補者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。
- (五) 問い合わせ先
秋田県健康福祉部医務薬事課
電話〇一八―八六〇―一四〇―一

- 八 概要
Summary
(1) Subject matter
Proposals for the next financial accounting system procurement
(2) Deadline for the submission of proposals
5:00 p.m. 20th May, 2009
(3) Contact information
Medical and Pharmaceutical Division, Department of Health and Welfare, 4-1-1 Sannou, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-1401
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年三月二十七日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 申請のあった年月日
平成二十一年三月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 秋田県心の健康福祉会
- 三 代表者の氏名
藤 井 明
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県湯上市天王字長沼八十五番地二十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県在住の精神障害者とその家族に対して、精神保健福祉環境の向上、及び精神障害(者)への理解と知識の普及啓発に関する事業を行い、精神障害者が地域社会において、生き生きと輝いて生活出来る環境整備に向け、他の関係機関と連携を図りながら、精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
会員の種別の変更

- 改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(鹿角第二地区公害防除特別土地改良事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十一年三月三十日から同年四月二十四日まで
- 三 縦覧場所
鹿角市役所
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、男鹿市脇本樽沢字神明下七十四番地二鎌田誠ほか十四人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年三月二十七日
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(樽沢大堤地区ため池等整備事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十一年三月三十日から同年四月二十四日まで
- 三 縦覧場所
男鹿市役所
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県西仙北土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十一年三月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年三月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会公印取扱規程(昭和六十二年秋田県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「課長及び室長印」を「本庁の課長等印」

に、「室」を「課長」に、「センター」を「本庁の課長等」に改め、
「(センター)室長」

同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「本庁の課長等」とは、秋田県教育委員

会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四

号)第三条第一項に規定する課及びセンター並びに同条第二

項及び第三項に規定する室の長をいう。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄